



医政研発 0806 第 7 号
令和 2 年 8 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 }

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局
研究開発振興課長
(公 印 省 略)

「臨床研究法施行規則の施行等について」の一部改正について（通知）

臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）及び臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）に基づく適正な業務の実施に当たっての留意事項等については、「臨床研究法施行規則の施行等について」（平成 30 年 2 月 28 日付け医政経発 0228 第 1 号・医政研発 0228 第 1 号厚生労働省医政局経済課長及び研究開発振興課長連名通知。以下「平成 30 年通知」という。）等によりお示ししているところです。

今般、令和 3 年 1 月から、認定臨床研究審査委員会について順次更新の申請等が見込まれていることを踏まえ、平成 30 年通知の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 8 月 6 日から適用することとしましたので通知します。

ご了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようご配慮願います。

